

香川県報



第 101 号

平成 17 年

12月26日(月曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項）

ページ

規則

●香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

（住宅課）

一

告示

○香川の保存木の指定

（みどり保全課）

二

○香川の保存木の指定の解除

（みどり保全課）

二

○生活保護法の規定による医療扶助施術担当者の指定

（健康福祉総務課）

二

○生活保護法の規定による指定介護機関を廃止した旨の届出

（健康福祉総務課）

二

○生活保護法の規定による指定介護機関を再開した旨の届出

（健康福祉総務課）

三

●昭和四十五年香川県告示第千三百二号（農地法第三条第二項第五号等の面積の指定）の一部改正

（農政課）

四

○道路の供用開始

（道路保全課）

四

○道路の区域変更（二件）

（道路保全課）

四

○道路の区域変更及び供用開始

（道路保全課）

五

○道路の位置指定

（建築課）

五

○道路の位置指定

（建築課）

五

○道路の位置指定の一部廃止

（建築課）

六

公告

○香川地域森林計画の計画書及び森林計画図の縦覧

（みどり保全課）

七

○経営体育成基盤整備事業に係る異種目換地の指定

（土地改良課）

七

教育委員会規則

●県立学校学則等の一部を改正する規則

八

●香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

八

●香川地域改善対策高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

一一

教育委員会告示

●平成十七年香川県教育委員会告示第三号（教科用図書採択地区の指定）の一部改正

一五

選挙管理委員会告示

●昭和三十八年香川県選挙管理委員会告示第七号（香川県選挙管理委員会地方事務局設置）の一部改正

規則

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真鍋武紀

香川県規則第二百二十二号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 香川県営住宅条例施行規則（昭和三十九年香川県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 現に県営住宅に入居している者（以下「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があつたこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によつて日常生活に身体上の制限を受ける者となつたことにより、入居者を募集しようとしている県営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

第二条 香川県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「又は既存入居者若しくは」を、「既存入居者又は」に、「により」を「その他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて」に改める。

第一号様式（表面）中「50歳以上」を「60歳以上」に、「身体障害者」を「障害者」に、「ハンセン病」を「ハンセン病」配偶者からの暴力被害者」に、「満50歳以上」を「60歳以上」に、「満18歳未満」を「18歳未満」に、「身体障害者世帯」を「障害者世帯」に、「6.精神障害者世帯」を「7.ハンセン病世帯」を「6.ハンセン病世帯」に、「小学校等の普通学級に在籍する児童の世帯」に改め、同様式（表面）備考中3を4とし、2の次に次のように加える。

（第九一九八号）

3 昭和31年4月1日以前に産まれた人は、単身申込及び裁量階層世帯の「60歳以上」に該当する者として取り扱います。

附 則

この規則中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定（香川県営住宅条例施行規則第一号様式（表面）の改正規定中「□50歳以上」を「□60歳以上」に改める部分及び「50歳以上」を「60歳以上」に改める部分並びに同様式（表面）備考の改正規定を除く。）は平成十八年二月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

告 示

●香川県告示第七百七十六号

良好な生活環境を保全し、又は郷土の景観を維持するため、次の表に掲げる樹木を香川の保存木に指定した。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
一六九	長尾寺のクスノキ	さぬき市長尾西六五三	平成十七年十二月二十六日

●香川県告示第七百七十七号

昭和六十一年香川県告示第二百七十八号及び平成五年香川県告示第九十九号において香川の保存木として指定した樹木又はその集団のうち、次の表に掲げる樹木の指定を解除する。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 解 除 年 月 日
一一七	三宝荒神宮のセンダ	木田郡庵治町鎌野四九二	平成十七年十二月二十六日

一四六 春日神社のアキニレ 仲多度郡琴平町榎井八八 平成十七年十二月二十六日

●香川県告示第七百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 年 月 日	施 術 者	施 術 者 の 住 所	施 設 の 名 称	施 設 の 所 在 地
平成一七、 一一、二八	秦和成	香川郡香川町大野二 〇五九一〇	はた治療院	香川郡香川町大野二 〇五九一〇

●香川県告示第七百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を廃止した旨の届出があった。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

廃 止 年 月 日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、九、二五	塩江町国民健康保 険塩江病院 高松市塩江町安原 上東九九番地一	塩江町 高松市塩江町安原 下第二号一六四五	訪問看護 訪問リハビリテーシ ョン 居宅療養管理指導 介護療養型医療施設 居宅療養管理指導
平成一七、九、二五	塩江町国民健康保 険塩江病院（歯科） 高松市塩江町安原 上東九九番地一	塩江町 高松市塩江町安原 下第二号一六四五	

平成一七、九、九	大西歯科医院 観音寺市観音寺町 甲二九七六番地六	大西忠利 観音寺市観音寺町 甲二九七六番地六	居宅療養管理指導
平成一七、一〇、三一	やまぐち歯科医院 丸亀市垂水町横井 三二四〇番地四	山口秀歌 丸亀市垂水町横井 三二四〇番地四	居宅療養管理指導

●香川県告示第七百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から当該介護機関を再開した旨の届出があった。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

再 開 年 月 日	事業所（施設）の 名称及び所在地	事業者（開設者） の名称及び主たる 事務所の所在地	サービスの種類
平成一七、一一、一六	どき介護ステーション 丸亀市土器町西四 丁目二四四番地	有限会社ケア・ス テーション 丸亀市土器町西四 丁目二四四番地	訪問介護

●香川県告示第七百八十一号

昭和四十五年香川県告示第千三百二号（農地法第三条第二項第五号等の面積の指定）の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

表中	多度津町	佐柳及び高見の区域
	詫間町	栗島の区域
	三〇アール	栗島を除く区域

を

三木町	全域	三木町	三豊市	詫間町を除く区域
二〇アール	三豊市	多度津町	佐柳及び高見の区域	詫間町の区域

琴南町	全域	琴南町	全域
仁尾町	全域	豊中町	全域
三野町	全域	三野町	全域

観音寺市	伊吹町の区域	観音寺市	伊吹町の区域
土庄町	全域	土庄町	全域
池田町	全域	池田町	全域
内海町	全域	内海町	全域
直島町	全域	直島町	全域
多度津町	佐柳及び高見の区域	多度津町	佐柳及び高見の区域
詫間町	栗島の区域	詫間町	栗島の区域

観音寺市	伊吹町の区域
三豊市	栗島の区域
土庄町	全域
池田町	全域
内海町	全域
直島町	全域
多度津町	佐柳及び高見の区域

に改める。

●香川県告示第七百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路 線 名 四百三十六号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡池田町大字室生字山ノ神一三五八番 三地先から	一二・二	二八七	平成十五年香 川県告示第三 百五十九号、 平成十六年香 川県告示五百 八十二号、平 成十六年香川 県告示七百五 十二号及び平 成十七年香川 県告示第九十 号で変更した 区域
小豆郡池田町大字池田字柿の木谷三八六七 番一地先まで	五〇・六		

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十六日

●香川県告示第七百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十六日から平

成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。
平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 高松王越坂出線（十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
坂出市高屋町字塩口五五七番一 地先から	前	四・〇 九・五	一一六〇	旧道区域の 市道移管
坂出市林田町字東下所二九六番一 地先まで	前	二二・〇 二五・〇	三八一	県道林田府 中線との重 用廃止
坂出市高屋町字塩口五五六番地先 から	前	一六・〇 二九・八	一五三五	新道部分
坂出市林田町字東下所二〇六番地 先まで	後	一六・〇 二九・八	一五三五	新道部分

●香川県告示第七百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（一般）
- 二 路 線 名 志度小田津田線（百三十六号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	前			
さぬき市津田町津田三三二五番二地先から さぬき市津田町津田三三二二番地 先まで	後	前	一五・五 ） 九・二	四八	道路維持修繕工事による区域変更
	二一・八	四八			

●香川県告示第七百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 志度山川線（三号）
- 三 道路の区域

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	前			
さぬき市志度字鳥打谷五二七七番四地先から さぬき市志度字鳥打谷五二八〇番 五地先まで	後	前	一四・〇 ） 九・九	四五	交通安全施設工事に伴う現道拡幅
	一四・〇	四五			

●香川県告示第七百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となつた道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十七年十二月二十六日から平成十八年一月十六日まで一般の縦覧に供する。

平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路 線 名 丸亀詫間豊浜線（二十一号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前後別	前			
仲多度郡多度津町大字東白方字西 谷八〇一地先から 仲多度郡多度津町大字西白方字宮 ノ前四四番一地先まで 仲多度郡多度津町大字東白方字西	後	前	一三・〇 ） 〇・〇	三五・一	平成十三年香川県告示第二百七十七号で変更した区域の供用及び平成十四年香川
	一三・〇	三五・一			

谷七九九番一地先から	前	一〇・五	四三二	県告示第七百六十三号で変更した区域の廃止
仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前八八番一地先まで		三一・〇		
仲多度郡多度津町大字東白方字西谷七九九番一地先から		一五・〇		
仲多度郡多度津町大字西白方字宮ノ前八八番一地先まで	後	四三・〇	四三二	

四 供用開始の期日 平成十七年十二月二十六日

●香川県告示第七百八十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。
平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定番号 中土指道 第十五号
 - 二 指定年月日 平成十七年十二月九日
 - 三 指定道路の位置 丸亀市原田町字三分一七七三―一
 - 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・九九メートル、五・〇〇メートル
延長 三〇・八四メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。
- 香川県告示第七百八十八号
建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、昭和四十五年十月十七日指道第四百四号（香川県告示第千二百二十三号）で行った道路の位置の指定を次のように一部廃止した。
平成十七年十二月二十六日
- 一 指定番号 中土廃道 第一号
- 香川県知事 真 鍋 武 紀

- 二 指定年月日 平成十七年十二月九日
 - 三 廃止道路の位置 丸亀市金倉町字道下一四三五―六、一四三七―一及び一四三七―二
 - 四 廃止道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル
延長 二八・八八メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第七百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項及び第三十九条の四第一項の規定により平成十七年十二月十四日香川地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定により当該計画に係る計画書及び森林計画図を香川県環境森林部みどり保全課、香川県東部林業事務所、香川県西部林業事務所及び香川県小豆総合事務所森林整備室において一般の縦覧に供する。
平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七百八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業山田地区（第二工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。
平成十七年十二月二十六日

香川県知事 真 鍋 武 紀

従前の土地の表示

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
綾歌郡綾上町大字山田下字内又	二〇九―一	田	田	二八五平方メートル

教育委員会規則

県立学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十六日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第二十九号

県立学校学則等の一部を改正する規則

(県立学校学則の一部改正)

第一条 県立学校学則(昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別表一 中学校の表香川県立高瀬のぞみが丘中学校の項中「三豊郡高瀬町大字下勝間二〇九三番地」を「三豊市高瀬町下勝間二〇九三番地」に改める。

別表一 高等学校の表香川県立高瀬高等学校の項を削り、同表香川県立笠田高等学校の項中「三豊郡豊中町大字笠田竹田二五一番地」を「三豊市豊中町笠田竹田二五一番地」に改め、同項の次に次のように加える。

香川県立 高瀬高等学校	三豊市高瀬町下勝間二〇九三番地	全日制	普通科
----------------	-----------------	-----	-----

第二条 県立学校学則の一部を次のように改正する。

別表一 中学校の表香川県立高松北中学校の項中「木田郡牟礼町大字牟礼字岡一五八三番地一」を「高松市牟礼町牟礼字岡一五八三番地一」に改める。

別表一 高等学校の表香川県立高松北高等学校の項を削り、同表香川県立高松西高等学校の項の次に次のように加える。

香川県立 高松北高等学校	高松市牟礼町牟礼字岡一五八三番地一	全日制	普通科
-----------------	-------------------	-----	-----

別表一 高等学校の表香川県立高松桜井高等学校の項を削り、同表香川県立香川中央高等学校の項中「香川県香川町大字大野二〇〇一番地」を「高松市香川町大野二〇〇一番地」に改め、同項の次に次のように加える。

香川県立 高松桜井高等学校	高松市多肥上町一二五〇番地	全日制	普通科
------------------	---------------	-----	-----

第三条 県立学校学則の一部を次のように改正する。

別表一 高等学校の表香川県立小豆島高等学校の項中「小豆郡内海町草壁本町字上蔵田

五七番地」を「小豆郡小豆島町草壁本町字上蔵田五七番地」に改め、同表香川県立農業経営高等学校の項中「綾歌郡綾南町大字北一〇二三番地一」を「綾歌郡綾川町北一〇二三番地一」に改める。

(香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第四条 香川県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和三十七年香川県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中 「綾歌郡 三豊市」を「綾歌郡 仲多度郡 綾歌郡」に改める。

第五条 香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「高松北高等学校」を削り、「高松桜井高等学校」を「香川中央高等学校」に改め、同条第二項の表を次のように改める。

高等学校	に改め、同条第二項の表を次のように改める。
------	-----------------------

地 域	高 等 学 校	
	普 通 科	理 数 科
高松市国分寺町	坂出高等学校 丸亀高等学校 丸亀城西高等学校 善通寺第一高等学校 琴平高等学校 高瀬高等学校 観音寺第一高等学校 観音寺中央高等学校	観音寺第一高等学校
丸亀市綾歌町 綾 上 町	小豆島高等学校 土庄高等学校	三本松高等学校

綾 南 町	三本松高等学校 大川東高等学校 津田高等学校 高松高等学校 高松東高等学校 高松南高等学校 高松西高等学校 高松北高等学校 香川中央高等学校 高松桜井高等学校
-------	--

第六条 香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中 「綾 上 町」を「綾 南 町」に改める。

(香川県教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第七条 香川県教育委員会事務局組織規則(昭和四十四年香川県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

別表香川県教育委員会事務局西讃教育事務所の項中「三豊郡」を「三豊市」に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
一 第一条、第四条及び第七条の規定 平成十八年一月一日
二 第二条及び第五条の規定 平成十八年一月十日
三 第三条及び第六条の規定 平成十八年三月二十一日

香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年十二月二十六日

香川県教育委員会規則第三十号

香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則(平成十四年香川県教育委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「経済的な理由により修学することが著しく困難であることの」を削り、同項第三号中「一・五倍以下であつて、同法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると教育長が認めた」を「二・〇倍以下である」に改め、同条第二項を削る。

第三条ただし書を削り、同条第一号中「前条第一項第一号」を「前条第一号」に、「同項第一号」を「同条第一号」に改め、「及びその者の属する世帯のすべての構成員の住民票の写し」を削り、同条第二号中「前条第一項第三号」を「前条第一号又は第二号」に、「(同項第一号又は第二号に該当する場合を除く。)」を「以外の場合」に、「同項第三号」を「同条第三号」に改め、「及び住民票の写し」を削り、同条第三号を次のように改める。

三 その者の属する世帯のすべての構成員の住民票の写し
第五条第一項中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条中第二項を第五項とし、第一項の次に次の三項を加える。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、奨学金の貸付けを受けようとする者の申請に基づき、高等学校等に入学した月の奨学金の額を、同項に規定する額に別表第二に定める額を加えた額とすることができる。

3 教育長は、奨学生の申請に基づき、別表第一の上欄及び中欄に掲げる高等学校等の区分及び通学形態(以下「奨学生区分」という。)に応じ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において、奨学金の額を変更することができる。

4 教育長は、奨学生区分に変更が生じた場合であつて、当該奨学生が変更後の奨学生区分に応じ別表第一の下欄に掲げる金額の最高額を超える額の奨学金の貸付けを受けているときは、前項の規定により変更する場合を除き、奨学生区分に変更が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)分以降の奨学金の額を当該最高額に変更し、その旨を当該奨学生に通知するものとする。

第十一条第一項中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 転学したとき。

第十一条第二項中「第七号」を「第八号」に改める。
第十二条中「第二条第一項各号」を「第二条各号」に改め、「又は同条第二項各号」を

削る。

別表第一を削る。

別表第二中「金額」を「金額(月額)」に、「月額 一八、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一五、〇〇〇円又は一八、〇〇〇円のうち貸付けを受ける者が選択する額」に、「月額 二三、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一五、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円又は二三、〇〇〇円のうち貸付けを受ける者が選択する額」に、「月額 三〇、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一五、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円、二五、〇〇〇円又は三〇、〇〇〇円のうち貸付けを受ける者が選択する額」に、「月額 三五、〇〇〇円」を「五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一五、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円、二五、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円又は三五、〇〇〇円のうち貸付けを受ける者が選択する額」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二(第五条関係)

高等学校等の区分	金額
国立又は公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程	二〇、〇〇〇円又は三七、〇〇〇円のうち貸付けを受ける者が選択する額
私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部、高等専門学校又は専修学校の高等課程	三〇、〇〇〇円又は五七、〇〇〇円のうち貸付けを受ける者が選択する額

第一号様式を次のように改める。

高等学校等奨学金貸付申請書

年 月 日

香川県教育委員会教育長 殿

申請者 氏 名 ㊟

香川県高等学校等奨学金貸付条例第3条の規定により香川県高等学校等奨学金の貸付けを受けたいので、香川県高等学校等奨学金貸付条例施行規則第3条の規定により申請します。

ふりがな 氏 名		生年月日	年 月 日
住 所		電話番号	
学 校 名 等		全日制 定時制 通信制	科 学年 年次 年 月入学
希望貸付期間	年 月から 年 月まで		
希望貸付額	月額 円	通学形態	自宅通学 自宅外通学
入学月の貸付額加算の希望の有無	有 (円) ・ 無		
他の奨学金等の受給の有無	無 ・ 有 (奨学金等の名称)		
連帯保証人	ふりがな 氏 名	生年月日	年 月 日
	住 所	電話番号	
		本人との関係	

- 備考1 該当するものを○で囲んでください。
 2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第五条中第二項を第五項とする改正規定、同条第一項の次に三項を加える改正規定（第二項に係る部分を除く。）並びに第十一条及び別表第二の改正規定は、同年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の第二条第二項各号に該当して締結されている香川県高等学校等奨学金の貸付けの契約については、次項に定めるもののほか、改正後の第二条及び第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の契約のうち、奨学生が改正後の第二条各号のいずれかに該当するものについては、香川県高等学校等奨学金貸付条例の一部を改正する条例（平成十七年香川県条例第六十五号）による改正後の香川県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年香川県条例第四号）第二条第三号並びに改正後の第二条及び第十二条の規定を適用する。

香川県地域改善対策高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年十二月二十六日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第三十一号

香川県地域改善対策高等学校等奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

香川県地域改善対策高等学校等奨学金貸与条例施行規則（昭和五十七年香川県教育委員会規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

3 香川県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、奨学金の貸与を受けている者の申請に基づき、別表の上欄及び中欄に掲げる奨学金の種類（以下「奨学金の種類」という。）に応じ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において、奨学金の額を変更することができる。

4 教育長は、奨学金の種類に変更が生じた場合であつて、その奨学金の貸与を受けている者が変更後の奨学金の種類に応じ別表の下欄に掲げる金額の最高額を超える額の奨学

金の貸与を受けているときは、前項の規定により変更する場合を除き、奨学金の種類に変更が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）以降の奨学金の額を当該最高額に変更するものとする。

第四条第一項中「香川県教育委員会教育長（以下「及及び」という。）」を削る。

第七条の次に次の二条を加える。

(転学の届出)

2 前項の届には、転学したことを証明する書類を添付しなければならない。

(奨学金の額の変更の通知)
第七条の三 教育長は、第三条第四項の規定により奨学金の額を変更したときは、高等学校等奨学金貸与額変更通知書（第二号様式の三）により、奨学金の貸与を受けている者に通知するものとする。

〔月額 五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一五、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円、二五、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、三五、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、四五、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、五五、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、六五、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、七五、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、八五、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、九五、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円〕

別表中「月額 一四、五〇〇円」を 〇〇〇円又は一四、五〇〇円のうち貸与を受ける者が選択する額 〔

「月額 五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一五、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円、二五、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、三五、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、四五、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、五五、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、六五、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、七五、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、八五、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、九五、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円〕を

円のうち貸与を受ける者が選択する額 〔

「月額 五、〇〇〇円、一〇、〇〇〇円、一五、〇〇〇円、二〇、〇〇〇円、二五、〇〇〇円、三〇、〇〇〇円、三五、〇〇〇円、四〇、〇〇〇円、四五、〇〇〇円、五〇、〇〇〇円、五五、〇〇〇円、六〇、〇〇〇円、六五、〇〇〇円、七〇、〇〇〇円、七五、〇〇〇円、八〇、〇〇〇円、八五、〇〇〇円、九〇、〇〇〇円、九五、〇〇〇円、一〇〇、〇〇〇円〕を

円に、「月額 三二、五〇〇円」を

に、「月額 三五、〇〇〇円」を

に、「月額 三二、五〇〇円」を

に、「月額 三五、〇〇〇円」を

に、「月額 三二、五〇〇円」を

に、「月額 三五、〇〇〇円」を

に、「月額 三二、五〇〇円」を

、〇〇〇円、一〇、
〇円、一五、〇〇
、二〇、〇〇〇円、
、〇〇〇円、三〇、
〇円又は三一、五
円のうち貸与を受
者が選択する額」
第二号様式の次に次の二様式を加える。

第2号様式の2（第7条の2関係）

年 月 日

転学届

香川県教育委員会教育長 殿

住 所
氏 名

印

次のとおり転学したので、香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則第7条の2の規定に基づき届け出ます。

貸与決定番号		第 号		
転学先	学 校 名	国・公立 私 立		
	課 程 名 学 部 名 学 科 名		学 年	第 学年
転学年月日		年 月 日		

注意 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

年 月 日

高等学校等奨学金貸与額変更通知書

様

香川県教育委員会教育長

印

香川県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則第3条第4項の規則により貸与する奨学金の額を変更したので、同規則第7条の3の規定に基づき通知します。

貸与決定番号	第 号	
貸与する奨学金の額	変更前	変更後
	月額 円	月額 円
貸与する額を変更した奨学金	年 月分以降の奨学金	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

(香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則の一部改正)

2 香川県事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲等を定める規則(平成十二年香川県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の項中リをヌとし、ロからチまでをハからリまでとし、イの次に次のように加える。

ロ 規則第七条の二第一項に規定する転字届

教育委員会告示

●香川県教育委員会告示第五号

平成十七年香川県教育委員会告示第三号(教科用図書採択地区の指定)の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月二十六日

香 川 県 教 育 委 員 会

〔昭和三十八年十二月二十一日法律第百八十二号〕第十二条を「昭和三十八年法律第百八十二号〕第十二条第一項」に改める。

表香川第五採択地区の項中「三豊郡」を「三豊市」に改める。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百二十一号

昭和三十八年香川県選挙管理委員会告示第七号(香川県選挙管理委員会地方事務局設置の一部を次のように改正し、平成十八年一月一日から施行する。

平成十七年十二月二十六日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

表に次のように加える。

三豊地方事務局

三 豊 市

三豊市選挙区

平成十七年十二月二十六日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています